

固定資産税（償却資産）の申告について

《 太陽光発電設備を設置された方へ 》

家屋の屋根、土地等に太陽光パネルを設置して、発電量を売買する場合、設置した太陽光パネル等の設備は固定資産税（償却資産）の課税対象となる場合があります。

以下の『（１）申告が必要となる要件』等を参考に、所有する太陽光発電設備が償却資産に該当する場合には、償却資産（固定資産税）の申告を忘れずにお願いします。



（１）申告が必要となる要件

区 分	10kw以上の太陽光発電設備 （全量売電・余剰売電）	10kw未満の太陽光発電設備 （余剰売電）
法人	○	○
個人（事業用）	○	○
個人（住宅用）	○	×（住宅用設備）

※ 個人であっても事業用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず、償却資産として申告の対象となります。

（２）申告の対象となる資産

- ・太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）
- ・架台
- ・接続ユニット
- ・パワーコンディショナー
- ・表示ユニット
- ・電力量計
- ・外構設備（フェンス等）
- ・その他関係備品等

※ 標準的な耐用年数は、太陽光発電設備（17年）、受変電設備（15年）、外構設備側溝（15年）、フェンス（10年）などです。

（３）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

取得期間	令和2年4月1日から令和6年3月31日
対象設備	社団法人 環境共創イニシアチブによる「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けている再生可能エネルギー発電装置 ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けていない設備
特例期間	3年間
特例割合	2/3（発電出力1,000kW未満）、3/4（発電出力1,000kW以上）
添付資料	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し、及び、出力容量がわかる書類

（４）その他

- ・償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。
- ・償却資産の申告にあたっては、「償却資産（固定資産税）申告の手引き」をご覧ください。（手引き・償却資産申告書は、田原市ホームページからダウンロードできます。）

【問合せ先】 田原市役所 総務部税務課 資産税係
電話（0531）23-3510（直通）

●太陽光発電設備を取得した場合の償却資産申告書の書き方

太陽光発電設備(フェンスを含む)を令和5年6月に取得した場合の記載例

- ・太陽光発電設備の取得価格(工事費等含む) 10,000,000 円(資産の種類:2 機械及び装置 耐用年数17年)
 - ・フェンスの取得価格(工事費等含む) 700,000 円(資産の種類:1 構築物 耐用年数10年)
- 申告書の提出期限は、毎年1月末日です。

個人番号又は法人番号
マイナンバーを記載してください。
参考: 申告の手引きP12

受付印	令和 6 年 1 月 19 日 田原市長 殿	令和 6 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	世帯コード	所有者コード
所有者	1 住所 (フリガナ) 又は納税通知書送達先 〒 441-3492 田原市田原町南番場30番地1	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無 ()
	2 氏名 (フリガナ) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 タハラ タロウ 田原 太郎	4 事業種目 (資本金等の額) (百万円)	9 増加償却の届出	有・無 ()
	連絡先 (屋号) (電話 0531-23-3510)	5 事業開始年月 令和 5 年 6 月	10 非課税該当資産	有・無 ()
		6 この申告に回答する者の氏名 田原 太郎 (電話 090-1234-XXXX)	11 課税標準の特例	有・無 ()
		7 税理士等の氏名 (電話)	12 特別償却	有・無 ()
			13 青色申告	有・無 ()
			14 青色申告	有・無 ()
資産の種類		取得 価 額		
		前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計(イ+ロ+ハ) (ニ)		
1 構築物	(700,000)	700,000	700,000	
2 機械及び装置	(10,000,000)	10,000,000	10,000,000	
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計	(10,700,000)	10,700,000	10,700,000	
資産の種類		評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				

15 市(区)町村内
における事業所
等資産の所在地
① 田原市古田町岡ノ越6-4
(岡ノ越太陽光発電所)

16 借用資産 貸主の名称等
(有・無)

17 事業所用家屋の

18 備考(添付書類等)

1. 資産増あり 2. 減あり 3. 増減なし(変更なし)
4. 該当資産なし
5. 廃業・解散・転出等(年 月 日)

わかる範囲で記入してください。

令和4年以前取得の場合はこちらに記入してください。

電算処理による申告以外は、この欄の記入は不要です。

太陽光発電設備の設置場所を記載してください。

令和 6 年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

※ 世帯コード		所有者コード		太陽光パネルの他に、架台・接続ユニット・パワーコンディショナー・電力量計等一式が申告対象となります。				年号 4...平成 5...令和		
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率
					年号	年	月			
01	2		太陽光発電設備	1	5	5	6	10,000,000	17	
02	1		フェンス工事	1	5	5	6	700,000	10	
03										
04										
05										

資産の種類
償却資産の分類に応じ1~6の数字を記入してください。
(参考: 申告の手引きP1~2)

取得価額について

- 本体価格だけでなく、設置工事等の諸費用を含む合計額を記入してください。また、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合(税込経理方式)や、免税事業者であるときは、消費税を含む取得にかかった全額を記入してください。
- 確定申告で減価償却費を計上している場合
確定申告と同じ金額で申告してください。(ただし、補助金分を減額するなど圧縮記帳をしている場合は、減額前の金額で申告してください。)
 - 確定申告をしていない場合
工事契約書等の金額の詳細がわかる資料で、ご確認のうえ記入してください。